

令和2年3月28日版

令和2年度

前期授業料等減免申請要領 (高等教育の修学支援新制度)

申請受付期間

令和2年3月5日(木)～4月20日(月)

岩 手 県 立 大 学

岩手県立大学盛岡短期大学部

岩手県立大学宮古短期大学部

《問い合わせ先》

学生センター (学生支援室 学生支援グループ)

TEL 019-694-2010

FAX 019-694-2011

e-mail jpu-gakusei@ml.iwate-pu.ac.jp

宮古事務局 TEL 0193-64-2230

FAX 0193-64-2234

e-mail myk-inquire@ml.iwate-pu.ac.jp

1. 高等教育の修学支援新制度について

「高等教育の修学支援新制度」(以下、「新制度」という。)は、住民税非課税世帯など真に支援が必要な低所得者世帯の学部生(留学生を除く)に対して、日本学生支援機構の給付奨学金と大学の入学料・授業料減免の支援を行う制度です。

日本学生支援機構の給付奨学生に採用された学生は、給付奨学金の支援区分(第Ⅰ～第Ⅲ区分)に従い、入学料及び授業料について、全額、2/3の額、1/3の額が免除されます。

また、新制度によって授業料の負担が生じる者又は新制度の適用を受けない者は、本学が実施する授業料等免除制度(以下、「本学制度」という。)の申請ができますので、「令和2年度前期授業料免除実施要領」を確認してください。

《新制度の支援額》

支援区分	給付奨学金(月額)	前期授業料免除額	学部生 年間支援額 (奨学金+授業料免除)	入学料免除 (新入生のみ)
第Ⅰ区分	自宅外 月額 66,700円 自宅 月額 29,200円 (月額 33,300円)	全額免除=267,900円 (短大 195,000円)	自宅外 月額 1,336,200円 自宅 月額 886,200円 (月額 935,400円)	全額免除 上限 282,000円 (短大 169,200円)
第Ⅱ区分	自宅外 月額 44,500円 自宅 月額 19,500円 (月額 22,200円)	2/3額免除=178,600円 (短大 130,000円)	自宅外 月額 891,200円 自宅 月額 591,200円 (月額 623,600円)	2/3免除 上限 188,000円 (短大 112,800円)
第Ⅲ区分	自宅外 月額 22,300円 自宅 月額 9,800円 (月額 11,100円)	1/3額免除=89,300円 (短大 65,000円)	自宅外 月額 446,200円 自宅 月額 296,200円 (月額 311,800円)	全額免除 上限 94,000円 (短大 56,400円)

※ ()内の金額は、生活保護世帯で自宅から通学する人及び児童養護施設等から通学する人の支援金額

2. 新制度の授業料等減免の申請資格等

(1) 申請資格

令和2年4月時点において、以下のいずれかに該当する学部生

- ①日本学生支援機構の給付奨学金(以下、「給付奨学金」という。)の採用候補者に決定している
新入生(令和2年4月入学者)
- ②給付奨学金を令和元年11月に申請した在學生
- ③令和2年4月に給付奨学金を申請する新入生、編入生及び在學生(★1)

★1 給付奨学金の申請資格

以下のすべてに該当すること

- ・大学への入学時期等に関する資格(高校卒業後2年以内に本学に入学など)を満たすこと
- ・日本国籍を有する者又は外国籍の人は在留資格に関する資格(永住者や法定特別永住者等)を満たすこと
- ・修得単位数が標準単位数(=卒業要件単位数÷修業年限×在学年数)以上であること
- ・学生本人と生計維持者(2名)の資産額(預金・有価証券等)の合計が2,000万円未満(生計維持者が1名のときは1,250万円未満)であること

(2)新制度と本学制度の併願について

新制度への申請を基本としますので、新制度の申請資格がある方は、必ず新制度を申請してください。新制度と本学制度との併願を希望する方は、両制度それぞれの申請手続きを行ってください。新制度と本学制度を併願し、両方とも採用された場合には、より免除額の大きい制度を適用します。

3 減免等に関する手続き

(1) 新入生(令和2年度入学者) [※高校の時に給付奨学金を申し込んでいない新入生は、(3)の手続きを行います。]

新制度による支援を希望し、給付奨学金の採用候補者に決定している新入生は入学手続き時及び入学後に以下の手続きがありますので、4月9日(木)、10日(金)に開催する説明会に参加し、各期限内に手続きを行ってください。

①給付奨学金決定通知などの書類提出…4月上旬(入学後速やかに提出)

②免除申請(申請書類の提出)…提出期限4月20日(月)厳守

③進学届の提出(Web入力)…期限4月24日(金)厳守

④入学料・授業料減免の選考結果通知…6月中旬(予定)

⑤前期授業料の納付…7月13日(月)

(注意事項)

・①～③の手続きをそれぞれの期限までに行わなかった場合は、給付奨学金の採用候補者であっても、入学料・授業料減免ができなくなります。

(2) 給付奨学金を令和元年11月に申請した在學生(在学予約者)

①免除申請(申請書の提出)…提出期限4月20日(月)厳守

- ・「授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」に必要事項を記入し提出してください。
- ・新制度と従来制度を併願する場合は、「前期授業料免除申請要領」を確認し、期限内に従来制度の手続きも行ってください。
- ・選考結果が通知されるまで、授業料の納付は猶予されます。

②給付奨学金の採否決定

- ・給付奨学金に採用された場合は、4月21日に初回の奨学金が振り込まれます。
- ・「現況届」及び「誓約書」の提出が必要となります。詳細は給付奨学金採用後にお知らせします。

③授業料減免の選考結果通知

- ・授業料減免対象者として認定された場合は、前期の授業料が減免されます。
- ・事務管理システム等で結果通知時期をお知らせします。学生センターまで結果通知を必ず受け取りに来てください。
- ・新制度と従来制度を併願している場合の選考結果は6月中旬頃に通知します(予定)。

(3) 給付奨学金を4月に申請する新入生・在学生

①申請資格の確認

・日本学生支援機構の給付奨学金の申請資格があるか、日本学生支援機構のホームページで確認してください。

☞ <https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>

また、進学資金シミュレーターで給付奨学金の収入基準に該当するか、おおよその確認ができます。

☞ <https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>

②給付奨学金の申請…4月～5月

・4月9日、10日の説明会に参加し、その後、給付奨学金の申請手続きを行ってください。

・給付奨学金を申請しなかった場合、授業料減免の対象とならないことがあります。

③減免申請申請書の提出 …提出期限4月20日(月)厳守

・「授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」に必要事項を記入し提出してください。

・新制度と本学制度を併願する場合は、「**前期授業料免除申請要領**」を確認し、期限内に本学制度の手続きも行ってください。

・選考結果が通知されるまで、授業料の納付は猶予されます。

④給付奨学金の採否決定

⑤授業料減免の選考結果通知

・授業料減免対象者として認定された場合は、前期の授業料が減免されます。

・事務管理システム等で結果通知時期をお知らせします。学生センターまで結果通知を必ず受け取りに来てください。

4 提出書類

	提出書類	注意事項
1	大学等における修学の支援に関する法律による 授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（様式第6号） ※高校で給付奨学金に申請していない新入生および令和元年11月に給付奨学金に申請申請していない新2～4年生は、「別紙1」と「学修計画書」もあわせて提出すること	全員必須
2	「採用候補者決定通知書」の写し	予約採用 の新入生は必ず提出 (新2～4年生は不要)
3	高校の成績証明書（評定平均がわかる書類）	新入生のみ必要 (卒業した高校に問い合わせ て発行してもらう)

このほか、必要に応じて書類の提出を求めることがあります。

5 注意事項

(1) 申請手続きについて

- ・ **申請者は学生本人**です。提出書類は必ず**自分で記入**してください。
- ・ 申請要領等をよく読み、そのうえで不明な点については、早めに学生センターに自分で問い合わせてください。
- ・ 誤記、記入漏れ等があると申請者本人の不利益となる場合があります。丁寧に記入してください。
- ・ 書類を提出する前に、記入漏れ、書類の添付漏れがないか十分にチェックするとともに、次回申請に備えてコピーを保管するなど、各自工夫してください。
- ・ 申請期限間近になると、窓口が混雑しますので、**早めの申請にご協力ください**。期限直前の申請で書類が不備の場合には、申請自体を受理できない場合もあります。
- ・ 申請後、必要に応じて掲示、電子メール、電話等により内容確認の連絡をすることがありますので、迅速に対応してください。
- ・ 虚偽の記載により申請を行ったことが判明した場合には、承認後であってもこれを取り消すことがあります。
- ・ **授業料免除等を申請する場合は、授業料の納付方法は銀行口座振替を選択していただく必要があります。**
口座振替依頼書を未提出の場合は、授業料免除等申請書と併せて口座振替依頼書を提出してください。

(2) 適格認定について

- ・ 給付奨学金については、年2回の適格認定が行われ、夏季に家計状況により、年度末に学業成績により、受給基準を満たすか判定され、この結果に従い、次学期の授業料減免額が設定されます。
- ・ 年度末時点の学業成績による適格認定において、成績不良のため、日本学生支援機構が定める基準を満たさない場合は、「廃止」や「警告」という措置が行われます。
「廃止」となった場合は、次年度以降の授業料免除及び給付奨学金が受けられなくなり、さらに廃止からの復活や再申請はできなくなります。
「警告」となった場合は、学業成績の向上に努める必要があります。次年度も成績が向上せず「警告」となった場合は「廃止」となります。
著しく成績不良である場合は、年度初めに遡って認定を取り消され、その年度で免除された入学金及び授業料を納付し、給付奨学金を返還する必要性が生じます。
- ・ 懲戒処分(退学、停学等)を受けた場合、授業料免除については廃止又は停止になります。

(3) 学籍異動(休学・退学)について

- ・ 休学・退学する場合は、休学・退学願を提出する際、必ず日本学生支援機構の異動届も提出してください。